

幼保連携型認定こども園 Kids Island うちがしま 園則

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人ならの実会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 Kids Island うちがしま
- (2) 所在地 群馬県太田市内ヶ島町甲843

(施設の目的及び運営方針)

第2条 Kids Island うちがしま (以下「当園」という。)は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳児以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
- 6 当園は、「群馬県認定こども園の認定基準等に関する条例」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(学級の編制)

第3条 満3歳児以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において3、4歳児で1学級、5歳児で1学級を原則とする。なお、園児の成長を勘案し、異年齢保育等の例外があるものとする。

(認可定員)

第4条 当園の認可定員は85名とする。

(利用定員)

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） 15名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 45名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 20名
- (4) 3号認定の子どものうち、満1歳未満の子ども 5名

(提供する教育・保育等の内容)

第6条 当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第12条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第7条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規制（平成18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号）第2条各項のとおりとする。

(延長保育)

第8条 当園は、保育標準時間認定子どもについては7時から18時まで、保育短時間認定子どもについては8時30分から16時30分まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

(2) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を統括する。

(3) 保育教諭 20名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 2名

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1・2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成、調理する。

(5) 調理員 1名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務員 1名

園内の事務処理を行う。

(7) 嘱託医および学校薬剤師 3名

利用乳幼児の健康診断、利用乳幼児及び職員の健康診断、園舎の衛生管理に関する助言指導等の業務を行う。

(学期)

第10条 1年を次の4期に分ける。

(1) 第1期 4月1日から 6月30日まで

(2) 第2期 7月1日から 9月30日まで

(3) 第3期 10月1日から 12月28日まで

(4) 第4期 1月4日から 3月31日まで

(教育・保育を行う時間)

第11条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間 (11時間)

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。
(ただし、延長保育は土曜日を除く。)

(2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間 (8時間)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 教育標準時間 (4時間)

9時00分から13時00分までを標準とする。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない時間)

第12条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日とする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始(12月29日から1月3日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) その他園長が必要と認めた日

3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

(1) 夏季休業 7月25日から8月25日まで

(2) 冬季休業 12月29日から1月3日まで

(3) 春期休業 3月29日から4月の第1土曜日まで

(4) 土曜日

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(入園に関する事項)

第13条 当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する。

- 2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の建学の精神に基づく選考を行う。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、太田市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。
- 4 前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(休園、退園、転園に関する事項)

第14条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第15条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払いを求め理由及びその額)

第16条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

- 2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、前二項の支払を受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 延長保育の料金は、30分100円とする。

(緊急時における対処方法)

- 第17条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、群馬県、太田市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第18条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成することとする。
- 2 当園は、計画及びマニュアルに基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
 - 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
 - 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

- 第19条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

- 第20条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
 - (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
 - (3) 太田市特定教育・保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第32号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(要望・苦情等について)

第21条 教育・保育の実施に係る保護者等からの要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 要望・苦情等受付の窓口を決めること。

(2) 当園における要望・苦情等解決のための手続きを明確化すること。

(3) 要望・苦情等受付窓口及び要望・苦情等解決の手続きについて、保護者、職員等に対して周知すること。

2 教育・保育の実施に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 教育・保育の実施に関する要望・苦情等に関して、群馬県社会福祉協議会の福祉等に正化委員会が行う調査に協力する。

(その他の運営についての留意事項)

第22条 当園は、保育教諭等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 職員は、業務上知り得た子どもまたはその家族秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、職員との雇用契約の内容とする。

附 則

1 この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 平成29年4月1日改定。

別表

預かり保育料（1号認定児）	2,000円／月
給食費（1号認定児）	4,000円／月
ハサミ	400円
クレヨン	590円
糊	210円
道具箱	110円
粘土	340円
粘土ケース	350円
粘土板	490円
ワーク帳・文字（年長児）	410円
ワーク帳・数（年長児）	430円
ワーク帳・知育（年中児）	430円
絵本教材（年長児）	430円／月
絵本教材（年中児）	430円／月
絵本教材（年少児）	410円／月
お便りばさみ	340円
カラー帽子	560円
通園リュック	3,000円
ピアノカ	5,420円
ピアノカ（パイプのみ）	480円
縄跳び	430円
体操着（上）	1,200円
体操着（下）	1,100円
スモック	1,300円